

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律適用地域における失業給付の特例的な支給について

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）適用地域における失業給付の特例的な支給

- ① 事業所の被災に伴い休業を余儀なくされる労働者について、失業しているものとみなして基本手当を支給する（激甚災害法第25条第1項）。
- ② 高年齢継続被保険者又は短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなして、①の取り扱いを適用する（激甚災害法第25条第5項）。

2 激甚災害法第25条の適用の目安について

（1）激甚災害指定基準（昭和37年中央防災会議決定）

法第25条（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）については、「災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮」することとされており、政府として明確な定量的基準は設定していない。

（2）適用例

適用例は以下の二例のみ。

- ① 新潟地震（昭和39年）（※失業保険法の特例）
- ② 阪神・淡路大震災（平成7年）

（参照条文）

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（抄）

（雇用保険法 による求職者給付の支給に関する特例）

第25条 激甚災害を受けた政令で定める地域にある雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業に雇用されている労働者（中略）が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法 の規定の適用については、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

2～4 （略）

5 第1項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者又は同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。（略）

6～8 （略）

過去の災害における雇用調整助成金の特例措置について

	雲仙・普賢岳噴火 (平成3年6月3日)	北海道南西沖地震 (平成5年7月12日)	阪神・淡路大震災 (平成7年1月17日)	有珠山噴火 (平成12年3月31日)	三宅島噴火 (平成12年6月26日)	新潟県中越地震 (平成17年10月23日)
期 間	平成3年8月1日～平成7年10月31日	平成5年9月10日～平成6年9月9日	平成7年1月23日～平成10年1月22日	平成12年4月14日～平成13年4月13日	平成12年8月29日～平成17年2月28日	平成17年11月19日～平成18年11月18日
措置内容 事業主	長崎県島原市又は南高来郡(愛野町、吾妻町及び千々石町を除く)の区域内に所在する事業所の事業主 <u>(災害救助法適用地域と同一)</u>	北海道奥尻郡奥尻町の区域内に所在する事業所の事業主 <u>(災害救助法適用地域の一部分)</u>	1 兵庫県神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、三田市、川辺郡、美真郡、津名郡若しくは三原郡又は大阪府豊中市の区域内に所在する事業所の事業主 H7.1.30～ 大阪府大阪市、池田市、吹田市、箕面市又は豊能郡の区域内に所在する事業所の事業主を追加 <u>(災害救助法適用地域に所在する安定所の管轄地域(適用地域以外を含む))</u> H7.2.24～ 2 1の事業所の1次、2次下請事業所(災害区域外の事業所も含む)の事業主を対象に追加	北海道伊達市、虻田郡虻田町又は有珠郡壮瞥町の区域内に所在する事業所の事業主 <u>(災害救助法適用地域と同一)</u>	東京都三宅村、神津島村又は新島村の区域内に所在する事業所の事業主(三宅村のみ延長) <u>(災害救助法適用地域と同一)</u>	1 新潟県長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、栃尾市、上越市(大潟区、中郷区及び名立区を除く)、魚沼市、南魚沼市、西蒲原郡弥彦村、分水町、吉田町、巻町、月潟村若しくは中之口村、南蒲原郡柴町若しくは中之島町、三島郡越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町若しくは寺泊町、古志郡山古志村、北魚沼郡川口町、南魚沼郡塩沢町、中魚沼郡川西町、津南町若しくは中里村、刈羽郡高柳町、小国町、刈羽村若しくは西山町、東頸城郡松代町若しくは松之山町の区域内に所在する事業所の事業主 <u>(災害救助法適用地域と同一)</u> 2 災害により運行が停止された交通機関又は通行が遮断された道路について、その運行が停止され、又は通行が遮断されなければ、これらを利用して移動することが見込まれた者に対して、相当程度、製品又は役務を供給する事業主であると、当該事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が認定する事業主
支給要件	最近3ヶ月間の平均と前年同期平均との比較。ただし、災害前(H3.6.1)の期間に係るものは除外する。	最近3ヶ月間の平均と前年同期平均との比較	災害後の向こう3ヶ月間の平均と災害前3ヶ月の平均との比較	阪神・淡路大震災と同様の措置	阪神・淡路大震災と同様の措置	阪神・淡路大震災と同様の措置
限度日数	原則(緊急雇用安定地域並び) 200日	雲仙・普賢岳噴火と同様の措置	雲仙・普賢岳噴火と同様の措置 H8.1.23～ 100日追加 H9.1.23～ 50日追加 合計350日	雲仙・普賢岳噴火と同様の措置	雲仙・普賢岳噴火と同様の措置 H13.8.29～ 100日追加 合計300日	事業主1:原則(雇用維持等地域並び) 100日 事業主2: 100日
対 象 者	原則、緊急雇用安定地域並び 特例として、再雇用を予約した上で一時的に対象労働者を解雇し、事業再開等により再雇用した場合、再雇用後の被保険者期間が6ヶ月未満であっても対象とする。 《通達改正で措置》	雲仙・普賢岳噴火と同様の措置	雲仙・普賢岳噴火と同様の措置 H7.3.1～ 新規学卒者を含め、対象事業主に継続して雇用された期間が6ヶ月未満の者(臨時・季節・試用期間中の者も含む)も対象とする(雇用期間が予め6ヶ月未満の者は除く) 《省令改正で措置》	雲仙・普賢岳噴火と同様の措置 H12.4.21～ 新規学卒者を含め、対象事業主に継続して雇用された期間が6ヶ月未満の者(臨時・季節・試用期間中の者も含む)も対象とする(雇用期間が予め6ヶ月未満の者は除く) 《省令改正で措置》	原則、緊急雇用安定地域並び 特例として、新規学卒者を含め、対象事業主に継続して雇用された期間が6ヶ月未満の者(臨時・季節・試用期間中の者も含む)も対象とする(雇用期間が予め6ヶ月未満の者は除く)。 《省令改正で措置》 H13.10.1以降に対象事業主になった場合は、原則、雇用維持等地域並び(上記特例は適用されない)	原則、事業主1にあっては雇用維持等地域並び、事業主2にあっては供給事業主並び 特例として、新規学卒者を含め、対象事業主に継続して雇用された期間が6ヶ月未満の者(臨時・季節・試用期間中の者も含む)も対象とする(雇用期間が予め6ヶ月未満の者は除く) 《省令改正で措置》
助 成 率	原則助成率と同水準 1/2(中小2/3)	原則助成率と同水準 2/3(中小3/4)	原則助成率と同水準 2/3(中小3/4) 雇用支援トータルプログラム終了(H7.7)後も高率助成を維持	原則助成率と同水準 1/2(中小2/3) 措置から一ヵ月半経過後(H12.6)に高率助成に変更 2/3(中小3/4)	災害発生後、約2ヵ月を経過する中で、深刻度を増しているとの判断により、当初から原則助成率より高率助成を措置 2/3(中小3/4)	原則助成率と同水準 1/2(中小2/3)

阪神・淡路大震災時の失業等給付状況

(単位：件、%、人、百万円)

	平成6年	平成7年	対前年比
資格決定件数 (兵庫県を除く)	1,930,094 (1,839,848)	2,076,203 (1,958,062)	7.6 (6.4)
うち 兵庫県	90,246	118,141	30.9
受給者実人員 (兵庫県を除く)	783,561 (745,205)	843,382 (784,774)	7.6 (5.3)
うち 兵庫県	38,356	58,608	52.8
支給額 (兵庫県を除く)	1,320,954 (1,253,282)	1,458,189 (1,351,671)	10.4 (7.9)
うち 兵庫県	67,672	106,518	57.4

- (注) 1. 一般求職者給付(延長給付分を含む)に係る給付状況である。
 2. 各年ともに、1月から12月までの支給実績(受給者実人員は年平均値)である。

〔阪神・淡路大震災による失業等給付費への影響額(試算)〕

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| ① 平成6年の支給額 | 1,320,954百万円 |
| ② 大震災がなかったとした場合の平成7年の伸び率 | 7.9% |
| ③ 大震災がなかったとした場合の平成7年の支給額
(①+(①×②)) | 1,425,309百万円 |
| ④ 平成7年の支給額 | 1,458,189百万円 |
| ⑤ 大震災による影響額(④-③) | 32,880百万円 |

全国延長給付の概要

1 概要

厚生労働大臣は、失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準に該当するに至った場合において、受給資格者の就職状況からみて必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、所定給付日数の延長（90日）措置を決定することができる。（雇用保険法第27条第1項）

2 基準

連続する4月間（以下「基準期間」という。）の失業の状況が次に掲げる状態にあり、かつ、これらの状態が継続すると認められる場合に行われる。（雇用保険法施行令第4条第1項）

- (1) 基準期間内の各月における基本手当の支給を受けた受給資格者の数（受給者実人員）を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者の数を加えた数で除した率が、4%を超えること。

$$4\% < \frac{[\text{受給者実人員}]}{[\text{受給者実人員}] + [\text{被保険者数}]} \cdots \text{基本受給率}$$

- (2) 基準期間内の各月における初回受給者の数を、当該各月の末日における被保険者の数で除して得た率が、基準期間内において低下する傾向にならないこと。

$$\frac{[\text{初回受給者数}]}{[\text{被保険者数}]} \cdots \text{減少傾向にないこと}$$

3 延長される日数

90日（年齢、地域、離職理由を問わず、すべての受給資格者を対象に一律に延長）

雇用保険法制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項及び第7項)

失業等給付に係る弾力条項

$$\begin{array}{l} 2 < \frac{((\text{失業等給付に係る保険料額} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末の積立金}}{\text{失業等給付費}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引き下げ} \\ (\sim 2/1000) \end{array} \\ \\ 1 > \frac{((\text{失業等給付に係る保険料額} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末の積立金}}{\text{失業等給付費}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引き上げ} \\ (\sim 2/1000) \end{array} \end{array}$$

雇用保険三事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{三事業に係る保険料額} - \text{三事業に要する費用}) + \text{当該年度末の雇用安定資金}}{\text{三事業に係る保険料額}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率引き下げ} \\ (0.5/1000) \end{array}$$

○失業給付と三事業との関係

「新版雇用保険法（コンメンタール）」（労務行政研究所編）

雇用保険は、失業給付と、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を同一の保険制度の下において行うこととなった。

この場合、いわゆる保険給付としての性格をもつのは、失業給付であり、雇用保険の保険事故は、失業である。雇用改善事業等の三事業は、附帯事業としての性格をもつものである。雇用改善事業等の附帯性は、まず量的には、失業給付には、保険料率一、〇〇〇分の二三のうちの二〇の部分^{（一）}が充てられるのに対し、三事業には三の部分^{（二）}が充てられることや、質的な面からいえば、雇用改善事業等の三事業では、不況時の雇用調整の際の失業の予防、高齢者の雇用問題、地域雇用問題及び産業間の雇用の不均衡の改善、労働者の能力の開発及び向上、雇用環境の整備改善等を行い、これらによって、保険事故である失業の予防と減少に資するという性格のものであることに、それが現れている。また、法律の規定の上からみても、第一条の目的規定において、失業給付に関する目的を掲げつつ、「あわせて、労働者の職業の安定に資するため、雇用構造の改善、労働者の能力の開発向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。」と述べていることから、明らかである。

この三事業の費用は、先にもふれたように、諸外国の雇用税や訓練税を参考としたほか、三事業の対象とする雇用上の諸問題が雇用賃金慣行その他の企業のビヘイビアに起因するところが多く、また三事業の実施によって企業が一定の利益を受けることにかんがみ、事業主の負担のみの保険料をもって充てることとしているが、このような負担金を保険料と呼び得ることについては、各種の社会保険に同様の例が見受けられる。

例えば、失業保険においては、短期離職者を多数発生させる事業主から、季節的失業の防止、通年雇用の促進等に充てるため特別保険料を徴収していたし、船員保険では、福祉施設に充てるための費用を事業主から保険料の一部として徴収している。

なお、失業を保険事故としながら「雇用保険」と称することとしたのは、例えば保険事故は疾病でありながら「健康保険」となっており、また一九二五年にILOで失業保険問題を検討した際、「失業に対する保険」、さらには「employment insurance」と称してよいものであろうとの指摘（ILO: Unemployment Insurance—Studies and Reports Series No.10—Geneve 1925, p.60）を行っており、全体の事業内容からみて、積極的に究極の政策目標を示すものとして雇用保険とすることが適切であるとの考え方による。

特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－
(平成17年11月21日 財政制度等審議会報告)(抄)

Ⅱ 各特別会計の見直しの方向

(4) 労働保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	:86,724 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 4,274 億円 (歳入に占める割合 4.9%)
3. 平成17年度歳出予算額	:81,248 億円 (うち純計額 41,301 億円)
4. 17兆円に含まれる額	:11,496 億円 (17兆円に占める割合 6.7%)

①制定趣旨等

労働保険特別会計は、昭和22年に失業保険事業等の経理を明確にするため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が、昭和47年に一元化され設置された。さらに、昭和50年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された(雇用保険三事業の創設)。

②現時点における再検討・方向性

雇用保険等については、現時点においても、セーフティーネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取り組みも進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。

II. 各論

1. 社会保障

(7) 雇用

雇用失業情勢については、厳しさが残るものの、改善が進んでいるところである。しかしながら、特に、若年者を中心に雇用のミスマッチが依然として大きく、フリーターや無業者が増加している。また、雇用情勢には地域差が見られる。さらに、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなりうるような多様な働き方を実現できるような環境整備が重要となっている。

このため、「6月建議」でも述べたとおり、地域が主体的に取り組む地域再生を推進するとともに、規制改革や行政サービスの民間開放等を積極的に実施することにより、雇用創出を図っていく必要がある。

さらに、多様な働き方や円滑な労働移動等の実現による就業機会の確保等を図るため、

- ・ 雇用維持支援から労働移動支援
- ・ 雇入れ助成からミスマッチ解消
- ・ 生活支援から早期再就職支援（自立支援）

への観点から、雇用対策に関する事業の根本に立ち返った見直しを行うべきである。

特に雇用保険三事業（雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業）については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、事業の性格を踏まえ、事業ごとの定量的な成果目標を設定した上で、実績について厳格な事後評価を行い、事業の廃止を含め厳しく見直しを行う必要がある。

また、特別会計改革の趣旨を考慮すれば、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率の比較を踏まえ、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方を含め見直しを検討する必要がある。

行政改革の重要方針（抄）

平成17年12月24日
閣 議 決 定

3 特別会計改革

- ④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。

※ 特別会計整理合理化計画骨子（平成17年12月21日 自由民主党行政改革推進本部特別会計改革委員会）と同文。

職業能力開発校関係予算系統図

